

〈研究ノート〉

## ピッツバーグ大学大学院情報学研究科における 情報政策セミナー

—2008年秋学期の参加記録—

依 田 紀 久

### 1. はじめに

情報政策という言葉聞いて、何を思い浮かべるだろうか。

ブロードバンドの普及を思い浮かべる人はいるだろうか。科学技術情報政策という言葉に置き換える人もいるかもしれない。個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）や行政機関の保有する情報の公開に関する法律（情報公開法）を思い浮かべる人もいるかもしれない。特許や著作権などの知的所有権のことを思い浮かべる人もいるだろう。テロ防止に係る機密情報の収集や取り扱いを考える人もいるだろう。もちろん、国政審議や法律、裁判記録など、政府のもつ様々な情報の取り扱いも重要なテーマである。もし子どもをもつ親であれば、インターネット上の子どもの安全の確保こそ、焦眉の課題だろう。

情報政策は、今日の我々の営みのあらゆる事柄に関わっており、それぞれの領域ごとに政策が内在している。しかし、包括的な整理がなされているとはいいがたく、一貫した政策が存在しているとはいえない。

この現状を反映して、教育の現場においても、情報政策をどのように取り上げるかは、難しい問題である。例えば、公共図書館、大学図書館、国立図書館、専門図書館などに人材を送り出す図書館情報学では、情報政策の教育は十分に行われているだろうか。公文書館から情報通信分野に至るまで様々な情報関連領域に人材を送り出している学問領域ではどうであろう。個別のトピックの理解を深めるための講座は充実しているが、あらゆる個別具体的

な課題にも通じる情報政策を立案するための知識・技能を習得させること、また既存の情報政策にどのように関わるかを考えるための知識・技能を習得させることは、現在の過密なカリキュラムの中であって、十分に行えているとは言い難い。この点を中心に据えている教科書類は、現時点でほとんど存在しておらず、教育領域としては未だ未成熟のままである<sup>(1)(2)</sup>。

この情報政策の策定や運用に関わる知識・技能の教育は、図書館員など情報の専門家にとっても重要である。例えば、公共図書館員が近年直面してきた課題を考えても、有料サービスの導入の是非、フィルタリングソフトの導入の是非、個人情報記載された古い人物参考図書の取り扱い、複写サービスと著作権の問題など、数多くある。筆者自身、図書館員の日々の業務の中で、政策という抛り所を必要とする課題に幾度となく遭遇してきたし、自分の考えが現状示されている政策の考え方と対立し悩まされることも多々あった。これらの解決には各々が技能を習得することが必要であり、また関わる人たちが共通の知識基盤をもつことも必要である。

このような情報政策に関する関心の中、筆者は、2007年より、所属機関の長期在外研究制度により、ピッツバーグ大学大学院情報学研究科 (School of Information Sciences : SIS) に院生として在学する機会を得た。この期間中の2008年9月から12月にかけて、元・ピッツバーグ大学情報学部長のトニー・カーボ博士 (Toni Carbo, PhD) の情報政策セミナーに参加する機会に恵まれた。

カーボ博士は、米国の情報政策に深く関与してきた人物である。1980年から86年にかけて全国図書館情報学委員会 (National Commission on Libraries and Information Science : NCLIS) の事務局長を務め、また1994年から96年にかけてクリントン・ゴア政権時代に進められた情報スーパーハイウェイ構想の諮問委員会に図書館界を代表して参加している。また、所属したピッツバーグ大学においては、情報倫理・政策研究所 (Institute on Information Ethics and Policy) を設立するなど、2009年の退官に至るまで同大学の情報倫理・政策領域を牽引した<sup>(3)</sup>。このカーボ博士が、自らの経験と様々な情報政策課題に取り組むための技術とを次の世代に伝えるため

に設計したのが、筆者の参加した情報政策セミナーである。

この情報政策セミナーは、筆者の関心にまさに合致するものであった。そこで、本稿では、その概要を紹介させていただきたいと思う。客観的に見ても、米国の図書館情報学の研究あるいは司書課程等の情報関連教育において、モデルになりえるものだと思う。そして、日本には、今までに、米国の情報政策の専門家育成の現場に焦点を当てた記事は筆者の知る限り存在していない。この経験の紹介は、図書館情報学あるいは情報学の領域で教育に関わる方々にとって、なんらかの考察の種になるのではないかと思う。

4ヶ月にわたる充実した時間を短くまとめるのには限界があるため、本稿では、基本的な枠組みと、筆者が特に重要だと考える3つのキーワード（核になった概念）に焦点を絞り、紹介することとしたい。

## 2. 情報政策セミナーの概要

### ーシラバスに示された基本的な枠組みの紹介

#### 2. 1 概要

カーボ博士の情報政策セミナーの全体構想を知るには、まずはシラバスの内容を見るのがよいだろう。

日本の大学院でも、シラバスが重要な意味をもつのはもちろんであるが、筆者の個人的な感想では、米国のシラバスは、より厳格であるように思う。シラバスは、教授と学生との契約であり、シラバスと実際の講座が乖離していれば、契約意識の高い学生ばかりである米国では、訴訟問題にもなりかねない。教授は、シラバスの作成にあたって、リーディングの文献選定の1つ1つにいたるまで注意を払って選定し、課題の1つ1つを綿密に企画し、自らの示した学生の到達目標にすべての学生が到達できるように、最大限の配慮を払っている。カーボ博士のシラバスも、実に綿密に記述されている。

次の引用は、カーボ博士のシラバスの冒頭部分の翻訳である。1つ1つの要素を確認しながら見ていただきたい。下線は筆者による。

## 概要

このコースは、情報政策入門であり、連邦政府レベルの国家政策にフォーカスを当てている。2008年秋学期では、米国と欧州連合（EU）の情報政策について比較するものであり、必要に応じて他の国の情報政策や、州レベルあるいは地域レベルの情報政策、さらには個々の組織や私企業の情報政策のいくつかの側面を取り上げることもある。このコースでは、建国時の米国憲法から1990年代までの基本政策について確認し、さらに現在の諸課題や政策について確認することとする。

## コース終了時の目標

- ・米国及びEUにおける情報政策について説明し議論することができる
- ・情報政策の概念的及び実務的な側面について、説明し議論することができる
- ・情報に関する問題を特定し、さらにその問題に対する様々なステークホルダーの視点を特定することができる
- ・一次文献・二次文献を読み、それらを批判的に検証し、文面あるいは口頭で分析的・合成的にコミュニケーションすることができる。文献には、学術文献、政府の政策綱領、法律、条例、大統領令、手続き書、その他政策遂行のために作成された文書を含む。
- ・考察的かつ批判的に考え、用語を注意深く選定し、情報政策についての市民的言説（“Civil discourse”）を行えるようになる。

学生の立場からすれば、このシラバスに書かれた一言一句が、学生の取り込む要素を示している。たとえば、“学術文献、政府の政策綱領、法律、条例、大統領令、手続き書、その他政策遂行のために作成された文書”という文言がある限り、これらすべての種類のドキュメントが最低1つはとりあげられることになる。学生は、それらを“批判的に検証”することができるよう、事前に精読しなくてはならないし、さらに、それについて、“文面あるいは口頭で分析的・合成的にコミュニケーション”することができるよう、必要な情報を収集し、深い理解を獲得しておかなくてはならない。そして、クラス

のディスカッションや課題のペーパーの執筆を通じて、理解の深まりを表現しなくてはならない。

## 2. 2 スケジュール

セミナーは、1回3時間のセッションが週1回、全14回にわたって行われる。スケジュールは表1のとおりである。

	テーマ	核となる概念
第1回	<b>コースの背景と導入</b> このコースの方法と目的、情報政策入門（情報のタイプ及びタイプ別の重要な特徴、情報政策の定義、初期の政策、情報のライフサイクル、政府に対する姿勢、情報政策に注目する必要性、情報政策がどのように日常政策に関係するか）	Diversity (3.1)
第2回	<b>初期の情報政策と米国政府の行政・司法・立法の役割</b> 米国独立宣言にみる情報政策 情報政策の領域	Value (3.2)
第3回	<b>米国及び EU の情報政策の定義と枠組み</b> 米国憲法にみる情報政策	Value (3.2)
第4回	<b>米国及び EU の情報政策の策定と遂行に関わるステークホルダー</b> [GSL] EU の概要、歴史、構造、及び EU についての情報源	
第5回	<b>米国及び EU の文書業務削減法から電子政府にいたる政府情報の管理</b> [GSL] EU における情報政策策定過程	Dissemination (3.3)
第6回	<b>電子政府</b> 米国及び世界の電子政府の発展 電子政府政策の評価 大統領選挙にみる候補者の情報政策	Dissemination (3.3)
第7回	<b>情報政策の策定及び遂行における課題</b> ステークホルダー間の利害のバランス (GPD のためのグループ別作業)	
第8回	(GPD のためのグループ別作業)	

第9回	[GPD] 個人を特定することができる情報のプライバシー	
第10回	[GPD] 政府情報へのアクセス：機密、透明性、説明責任	
第11回	[GPD] 情報の所有：知的所有権とその経済	
第12回	[GPD] 表現の自由と検閲	
第13回	[GPD] インターネット上の子どもの保護	
第14回	論文発表会及び総括	

※ GSL：ゲストスピーカーによる講義、GPD：グループプロジェクトの発表及びグループのリードによるディスカッション

※ 「核となる概念」の項目は、3章で紹介する概念がどの段階で中心的に扱われたのかをわかりやすくするため、筆者が付与したものである。

前半1回から7回目までは、“建国時の米国憲法から1990年代までの基本政策について確認”すること、そして“米国と欧州連合（EU）の情報政策について比較する”ため、EUの政策の枠組みと基本政策を確認することにあてられている。同時に、参加者全員がディスカッションの担い手となれるよう、政策をどのように捉えればいいのかを理解するための思考の枠組みを学生に伝授するもパートである。8回目を後半への準備の回とし、9回から13回目までは、“現在の諸課題や政策について確認する”。前半で伝授された思考の枠組みを使って、より実践的に政策についての意見をぶつけ合うパートである。

後半の部ではさらに同時並行で、それぞれ上記のテーマの中から1つ選び、その中で独自にトピックを選定して研究を進め、出版可能なレベルの論文を書く。最終14回目は、その簡易な口頭発表会である。

情報政策についての理解を高めるような市民的議論（“*Civil discourse*”）が行えるよう、実に明瞭に、なおかつ合理的に練られた全体構想である。

### 3. 情報学セミナーの実際―核になった概念の紹介

#### 3. 1 “Diversity”とは？あるいはすべての価値観を尊重すること

シラバスに示された構想は以上の通りであるが、ではそれが実際のセミナーでどのように実現されたのか、核になった概念を軸にしながら紹介していきたい。

まずはじめの概念は、“Diversity（多様性）”、すなわち、多様な価値観を是認することについてである。この考え方は、セミナー初回から2回目にかけて、セミナー参加メンバーが確定する段階で特に強調されたものである。

セミナーは、博士課程履修生のためのセミナーであり、情報学専攻、図書館情報学専攻、テレコミュニケーション専攻いずれの学生も参加できる。また、修士課程履修生も、入学最初の学期でなければ、参加することができる。

シラバス上、参加の間口が広いと、セミナー初回の仮登録の段階では40人以上もの学生が集まった。しかし、初回にカーボ博士から、単位取得のための厳しい要件が説明され、半数が取りやめ、20名ほどの規模に落ち着いた。

実は、カーボ博士のセミナーは、特に厳しいことで知られている。SISでは、“セミナー”形式の講座は、週1回3時間のクラスがあり、そしてその準備のために最低毎週10時間程度の時間が必要だと言われるが、カーボ博士のセミナーは、その倍を見積もる必要があるとの評判である。もちろんこれは最低ラインの話であり、特に留学生など英語に少なからずハンデがあるならさらに時間を上乗せする覚悟が必要となるし、またセミナーの内容の充実さゆえに、学生たちは自然と寝ても覚めても情報政策を考える日々を送ることになるという。こういった情報が、セミナー初回に、カーボ博士の説明を通じて、あるいは学生同士の情報交換を通じて共有され、本気で取り組む覚悟のあるものだけが残ったわけである。“市民的言説”による建設的なセミナーを目指すためなのか、博士が厳格に振舞う姿が、とても印象的だった。

なにはともあれ、最終的に参加を決めた20名は、とても多様なメンバーとなった。学問分野という観点でわければ、図書館情報学系の研究者も、セキユ

リティシステムの研究者もいる。経歴という観点でわければ、現職の図書館員もいれば、すでに企業でかなりの業績を築いてきた人もいるし、学業の道一筋で来ている人もいる。学歴という観点でわければ、博士課程の学生はもちろんのこと、他の分野で修士課程をもち SIS で修士課程を履修中の学生もいるし、学士のみをもち修士課程履修中のフレッシュな人たちもいる。文化的背景という観点でわければ、日本、中国、クウェートからの留学生のほか、台湾系のバックグラウンドをもつ人、メキシコ系のバックグラウンドをもつ人などがいる。政治的な観点でわければ、民主党支持者もいれば、共和党支持者もいる。実に多様である。

カーボ博士はこの多様性をとても歓迎した。博士自身、米国を代表して欧州に赴き情報政策に関わってきた経歴をもち、現実の政策論争が実に多様なバックグラウンドをもつ参加者により進められることを自ら経験している。そして、その参加者の認識の根本的な相違が、論争をより複雑にすることを深く理解している。それゆえ、セミナーという限定的な空間であっても、それが実社会の縮図であることは、理想的なのだという。たしかに、均質的なクラスの中では、実社会に通用するような討論はできない。トレーニングの場であるクラスの中で疑似空間が実現できているのは、望ましいことに違いない。

カーボ博士は、多様性を歓迎した上で、さらにセミナーにおける1つのルールを示した。それは、自分がなんらかの特定の価値観に与している存在だということを認識し、お互いの価値観の違いを尊重すること、である。多様な価値観の尊重が重要なのは、もちろん他のセミナーでも同じことであるが、政策のセミナーでは、その価値観のすべてに矛盾しない政策を作り上げることが1つの重要な課題であり、それゆえに特に重要なのだという。博士自身も、自分が母親であり祖母であるという立場をもつこと、女性という立場をもつこと、その他いくつかの事由により、自分の視点も偏ったものであると、冒頭に告白された。たしかに我々誰一人とっても、様々な役割をもって生活している。それを認識し、議論にもち込むことで、クラスはより現実社会の正確な縮図になる。

日本の大学は、米国に比して均質な空間の中で教育が進められる。社会人

大学院でもない限り、多様性をクラス内で再現するのはむずかしい。もちろん、それゆえの良さももちろんある。しかしながら、情報政策については、現実社会の多様な価値観に対応し、また、現在のインターネットという情報環境の中では、国内のみならず海外の状況にまでより注意深く目を配る必要がある。

米国のように多様性を容易に確保できる環境にあってもなお、多様性の確保に留意している点は、注目する必要があるだろう。

### 3. 2 “Value” とは？あるいは情報政策の目的を考えること

多様性を認め、他者の大切にす価値観を尊重する。この基本的なルールの確認が、そのまま情報政策セミナーの導入になっている。次の概念は、“価値 (Value)” である。“価値” とは、情報政策の策定の目的となる最も重要な事項である。

これを教えるため取り上げられたのは、米国の独立宣言及び米国憲法である。この中に示された“価値”を確認するというのが、最初に学生に与えられた課題である。

課題は、具体的には次のようなものである。

- 1) 米国憲法及び修正条項に示された情報政策を特定しなさい。
- 2) それらが関係する“価値”を特定しなさい。
- 3) それらの情報政策がなぜ米国憲法及び修正条項に含まれているのか説明しなさい。

なお、課題を考えるにあたっては、情報のライフサイクル（作成、収集、配信等）を考慮し、またそれぞれの情報政策が、情報のライフサイクルのどのステップに関係するものであるかを考慮すること。以上を3ページ以内にまとめなさい。

憲法をこのように読む経験をしたことのなかった筆者にとっては少々面食らうものであったが、いかがだろうか。できれば先を読み進める前に、米国憲法を開いてこの課題にとりくんでみてほしい<sup>(4)</sup>。

例えば、立法府について定めた第1条の第5節第3項は、情報政策に関わる。

1条5節3項： 両院はそれぞれ議事録を作成し、各院が秘密を要すると判断する部分を除いて、随時これを公表しなければならない。いかなる議題であっても、各院の議員の賛否は、もし出席議員の5分の1以上がそれを望むならば、これを議事録に記載しなければならない。

この項では、立法府が立法過程において作成される情報を刊行しなければならないことが定められている。情報のライフサイクルについていえば、作成と提供については明確に言及されている。つまり立法府はこの規定に沿って具体的な手続きを定め、実行しなければならない。さらに秘密の取り扱いについても言及されている。つまり、情報の種類について考えなくてはならないということであり、具体的には、個人のプライベートな情報や、国防上の機密情報などの取り扱いについて、立法府は明確にしなければならない。ここに第一義的に関係する“価値”は立法府の説明責任であり、さらに、秘密の取り扱いという点においてプライバシー保護、国家の安全といった“価値”もここに関係してくる。

もっともよく知られているのは、言論・出版の自由等について定めた修正第1条だろう。

修正1条： 連邦議会は、国教を樹立し、あるいは信教上の自由な行為を禁止する法律、または言論あるいは出版の自由を制限し、または国民が平穏に集会し、または苦痛の救済を求めため政府に請願する権利を制限する法律を制定してはならない。

この条文では、個人が自由に言論・出版を行うことができ、また自由に集会を行うことができることが定められている。ここに示されている価値は、表現の自由である。またこの表現の自由という価値が、国家権力によって制限されるものではないことが定められている。

中でも面白かったのは、郵便局および郵便道路の建設に関する条項についての議論である。この条項は、米国憲法の第1条第8節（連邦議会の権限）において、立法府である連邦議会がその権限を行使し得る事項の1つとして、第7項にあげられている。

1条8節7項： 郵便局および郵便道路を建設すること。

セミナーでも、この条項も情報政策に関わるものであること、特に、政府が情報を配信する義務や、市民が政府に意見を送付したり、相互に意見を交換したりする権利を保障するものだという指摘がなされた。日本で郵政民営化論争の喧しき時をくぐってきた筆者には、なかなか興味深い一幕だった。

実際、この条項は、後の情報政策分野の論争にも登場する。例えば、1977年の「スミス対合衆国事件」(Smith v. United States, 431 U. S. 291 (1977))は、その1つである。ここでは、議会が違法猥褻物の輸送を郵便から排除する権利を有するか、市民が郵便を通じて猥褻物を送ったり受け取ったりする権利を有するか、が論争になり、憲法修正第1条に保障されている言論や出版の自由との兼ね合いから注目された<sup>(5)</sup>。

こうしてあらためて米国憲法を確認してみると、この他にも、立法府、行政府、司法府の情報の取り扱いに関する条項が全般にわたって規定されており、また修正第1条のように、個人の情報活動及びその国家との関係についても規定されている。

この最初の課題を通じて、学生は、国家レベルの情報政策を議論する際には、その基本として憲法や建国の理念に示されている“価値”を押さえなければならぬのだ、ということを知った。そして、そもそも情報政策はどのような“価値”を実現するために策定するのか、あるいは、どのような“価値”とどのような“価値”のバランスを調整するために策定するのか、を考えなくてはならないということを学んだ。基本的なことかもしれないが、現状の政策のゆがみをただし、あるべき情報政策の姿を模索するとき、このことは、いくら強調しても強調しすぎることはない、重要な点である。

### 3. 3 “Dissemination”とは？あるいは情報のライフサイクルの全過程に 配慮すること

情報政策を議論するための基本的な思考回路のトレーニングは、まだ続く。次に示された鍵となる概念は、情報のライフサイクル、なかでも“配信（Dissemination）”についてである。最初の課題でも配慮することが求められたが、カーボ博士は、これについてさらに理解を深めるよう学生を導いた。取り上げた政策文書は、政府の文書の取り扱いについて定めた文書業務削減法(Paper Reduction Act, PRA)に係る行政管理予算局通達 A-130「連邦情報資源の管理」(OMB Circular A-130: Management of Federal Information Resources) である。

PRA は、カーター政権下の1980年に策定され、「小さな政府」を標榜するレーガン政権下において施行されたものである。ここでは、効率性の向上、行政サービスの質の向上、政府支出の削減等を目的として掲げられており、特にこの中で、行政管理予算局（Office of Management and Budget, OMB）が、中央集権的に情報資源管理政策の策定と情報資源の包括的な維持管理の責務を負うことが定められている。この施行規則として1985年に出されたのが、通達 A-130である。

通達 A-130はその後、行政改革を公約として掲げるクリントン大統領時代に、数回にわたり改正された。行政改革の柱として1993年にはナショナル・パフォーマンス・レビューが始められ、「よりよく機能し、より安上がりな」政府の構築が目指された。また全米情報基盤構想（National Information Infrastructure Initiative）が同年発表され、情報技術を活用して政府所有の情報を市民に提供することが目標の1つとして掲げられ、これに沿って通達 A-130の改正が進められた。具体的には、この1993年の改正内容のポイントとして、情報の“配信”の重要性が従来よりも強調され、さらに情報のライフサイクルがより明確にされるとともに、その全ての段階において政府の責任が明確にされたのである<sup>(6)</sup>。

カーボ博士は、レーガン政権時代の通達 A-130の作成の際、NCLIS 事務局長であった。事務局長としての取り組みの中で、A-130の取りまとめの中

心となったスプレー (J. Timothy Sprehe) に対し、1985年通達の草案について、意見を送付するなど、積極的に関わっている。セミナーでは、1985年5月14日に博士がFAXで送付した意見書を取り上げた。

ここには、情報のライフサイクルの全ての段階における政府の責任の明確化について現状では不十分であるとする意見、“配信”の重要性を全面的に支持する意見、さらには、“配信”を支える仕組みとして連邦政府刊行物寄託図書館制度 (FDLP) や全米に既に存在している図書館を活用すべきとの意見などが示されている。これらの意見は、1985年の通達 A-130の後も継続して発せられ、最終的に上述の1993年の改正で実を結び電子政府が形作られ、また同時に、FDLPの維持発展の原動力の1つにもなっていくのである<sup>(7)</sup>。

博士が特に強調した“配信 (Dissemination)”とは、どういうことだろうか。英語としては、種まきなどのように、広く、能動的に、主体的に行き渡らせるという意味合いをもつ言葉である<sup>(8)</sup>。これを図書館の文脈に引き移せば、利用者の主体的な要望に基づいて図書館が資料を貸し出す、というのが従来の「提供」のイメージだと思うが、“Dissemination”の含意は明らかに「提供」よりも能動的であり、資料を図書館が利用者の要望にかかわらず主体的に届けるというニュアンスになる。本稿では、主意を明らかにするために、“配信”と訳した<sup>(9)</sup>。

情報を利用する者は、情報の存在を知らなければ、情報を利用したいと思うことができない。存在を知っていたとしても、情報の所在や入手方法が明確でなければ、情報を利用したいという気持ちはそがれてしまう。情報のアクセスを利用するというのは、情報の存在を知っているもののみが起こすことの出来る行動である。本来国民が知る権利をもち、米国憲法に政府に提供義務が定められている政府情報資源の扱いとして正しいのは、消極的なアクセスの提供ではなく、すべての利用者の利便性を最大限に考えた積極的な配信である<sup>(10)</sup>。

その後の米国は、インターネットが広く普及し、電子政府が充実し、当時描いていた“配信”はクリントン政権下において実現できたかのようにみえる。しかし、情報技術は日々進歩し、利用者の情報探索行動は変わり続け

る。そのことを踏まえ、たうえで現状を評価するとき、果たして、誰にでもわかりやすく誰にでも入手しやすい“配信”は、十分に実現できているのだろうか。定常的にチェックしていく必要がある。

NCLIS 事務局長などを歴任し、米国の政府情報に関する政策形成段階に関わり、20年以上にわたって“配信”という概念を語ってきたカーボ博士の示唆は、実に重みがある。筆者は、この“配信”の概念が、現在の日本の政府情報に関する政策を考える上でも非常に重大だと考えるが、いかがだろうか。

通達 A-130と博士の意見書の読解によって、学生は、情報政策において、情報のライフサイクルを考えるということがどういうことであるかを、深く理解したのではないかと思う。情報学を多少でもかじったことのある人間であれば、情報のライフサイクルというものがどういうものであるか少なからず認識のあるものであるが、情報政策において、このような分析・評価の道具になりうるということについては、認識は十分ではないのではないだろうか。知識を道具として使いこなすことが、重要なのだと思う。

以上、カーボ博士の情報政策セミナーにおいて特に筆者が関心をもった3つの概念、すなわち、多様性、価値、配信について説明してきた。筆者なりに情報政策を考える際の作業内容が明らかになるよう整理すると以下のようになる。

- (1) 多様性を是認しつつ、すべてのステークホルダーを理解しなければならない。
- (2) 憲法等の法規範に示された価値を理解しなければならない。
- (3) 情報のライフサイクルを理解し、その全ての段階において(1)及び(2)を行わなければならない。

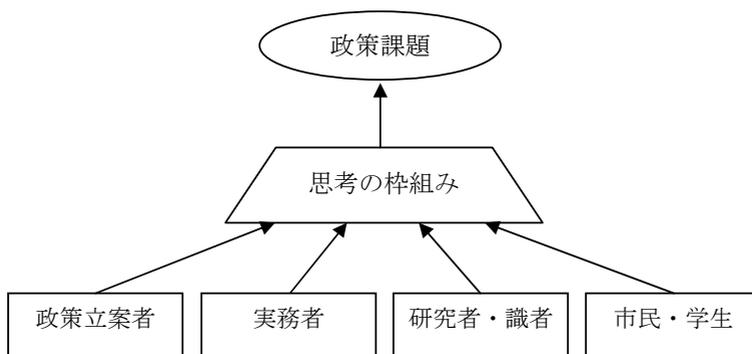
これらの点はシンプルであるが、情報政策の正確な把握や評価、あるいは現状の整理に非常に有効である。ただ、もちろん、実際の作業量は、実に膨大になるのはいたしかたあるまい。

#### 4. 道具を使いこなせるか？：“市民的言説”の実践的トレーニング

ここまで、本稿の目的である、情報政策セミナーの基本的な枠組みと核になった概念の紹介を行ってきた。

基本となる思考の枠組みを習得した後は、これらを現実の課題に適用し、この道具に習熟し使いこなす段階である。セミナーの後半では、1) プライバシー、2) 政府情報へのアクセス、3) 情報の所有権、4) 表現の自由／検閲、5) インターネット上での子どもの保護、の5つのテーマが示され、道具を使いこなす訓練が課せられた。具体的には、グループでのディスカッション訓練と、個人での論文執筆の2つのタスクである。

図に示すように、道具の使い方は、政策立案に携わるものなのか、図書館等で働く実務者なのか、政策に対して特定の専門分野から意見を言う有識者なのか、あるいは、政策を学ぶ学生や市民であるのか、使うものの立ち位置によって異なる。逆に言えば、どのような立場にしようとも、この道具は政策課題へアプローチする有効な道具となる。



ディスカッション訓練は、主に政策立案者や学生の立場から道具を使いこなすために与えられた訓練であり、論文執筆は、主に研究者の立場から道具を使いこなすために与えられた訓練である。

本稿のまとめとして、実際に道具を習得した学生が繰り広げた実践的トレー

ニングを簡単に紹介したいと思う。

まず1つ目のタスク、グループ研究及びディスカッション訓練についてである。

セミナー参加者は、それぞれ自分の関心にに基づき1つのテーマを選び、同じテーマを選んだ人と、そのテーマの共同研究を行い、リサーチペーパーを書く。リサーチペーパーでは、そのテーマの政策課題についての概説を作成し、さらに主要な政策文書を20件特定し、解題付きの文献リストを作成する。文献リストでは、法案、法、大統領令などの一次資料のみを取り上げ、論文などの二次的情報を含めてはならない。さらに、その研究に基づき、セミナーで、約2時間のディスカッションの司会及びファシリテーター役をつとめる。

ディスカッションを主催するグループは、政策立案者さながらの役回りをする。1つ目のプライバシーをテーマとしたグループの進行はとても優れていたのをこれを例に紹介しよう。

まず、プライバシーのテーマについて、概要を説明しつつ、最近のプライバシー侵害の事例として、監視カメラの問題や、ブッシュ政権下で行われた市民のプライバシーを侵害するような調査など、ホットな話題について、情報を交換しあう。その上で、憲法やプライバシー法（The Privacy Act of 1974, 5 U. S. C. § 552a, Public Law No.93-579）など、主要な政策文書を紹介する。ここでは、それぞれの政策文書について、ステークホルダーや情報のライフサイクルの段階ごとに考察し、主に取り扱っている点や、あるいは欠如している点を指摘し、政策課題を明らかにしていく。最後に、ディスカッションクエスチョンを提示し、議論を喚起していく。アメリカ社会は、おりしも大統領選挙のさなかであり、民主党バラク・オバマ候補と共和党ジョン・マケイン候補の政策にも議論が及ぶ。テロとの戦いでの勝利を導くのは自分だとアピールするマケイン候補と、テロという主観表現の言葉自体の使用を避け具体的で新しい戦略を提示するオバマ候補の構図の中で、そこでプライバシーがどのように使用されるのか。参加者からは、現状に対する様々な懸念が示され、グループのリードにより、今後の在り方について建設的な意見が飛び交う。もちろん参加者は、他者を感情的に攻撃したりすることは

なく、あくまで論理的に、“市民的言説”を貫いている。最終的には、グループが総括して終わる。

セミナー開始当初は情報政策について何を語るべきなのかまるで要領を得なかった学生が、終了時に称賛の拍手が起こるほどのファシリテーター役をやり遂げ、参加者も見事に発展的に議論した。筆者も、このセッションが終わった時には、「これほどのディスカッションは職場でも実現するのは難しい」と心から感服し、賛辞を送ってしまった。

もう1つのタスクは、論文執筆である。テーマは、1つ目のタスクとは別のものを選ぶ。テーマに関わるより具体的なトピックを自ら定め、以下の5つの項目を含む4,000語程度の出版可能なレベルの論文を書く。

- a) トピックについての主要課題の特定
- b) 米国と EU それぞれの主要なステークホルダーの特定とそれぞれの立場の説明、米国と EU のステークホルダーの立場に違いがある理由
- c) 関連する主要な政策の特定
- d) 今後策定されるべき政策、及び米国と EU の間の違いを埋めるために必要な譲歩
- e) 今後の政策課題もしくは研究課題

これについては、他の学生の成果をあまり共有していないので、詳細を伝えることができない。ただ、筆者のことに紹介するなら、言語的なギャップのため、参加者内ではおそらく最もレベルが低い位置にいただろうと思われる筆者も、カーボ博士の助言を受けつつなんとか執筆を終えることができた。このこと自体が、博士の練り上げたセミナーがよく練り上げられたものであったことの証とも言えようか。

ちなみに、筆者が執筆したのは、“米国及び EU における政府情報政策の課題—政府への信頼の回復のための今後の政策のありかたについて—”というタイトルの小論である。前半では主に、米国の政府情報の取り扱いに関する政策の整理とその到達点、そしてそれがブッシュ政権下におけるテロとの

戦いの中でどのように損なわれたのか、さらには、それが一因となって政府の信頼が失われていることについてまとめた。後半では、今後の政策課題として、来るべき新しい政権が、どのような取り組みがなされるべきかについて提言を書いた。この小論について、博士から、「どこかの雑誌に発表したらよい」とまでいっていただいたのは、何よりもうれしいできごとであった。

## 5. さいごに

カーボ博士の情報政策セミナーは、米国の民主主義とそれを支える米国憲法に根ざしたものであり、それがそのまま日本の大学院教育に導入できるという類のものではない。また英語文献では、情報政策についての包括的なテキストが存在していたり<sup>(11)</sup>、図書館情報学の教科書の中で情報政策についての章が大きくとられていたりしている<sup>(12)</sup>のに対し、日本にはこのような基盤が脆弱であり、実現は相当に難しい。

それでもなお、この情報政策セミナーの様な、情報政策立案に必要な知識・技能を教えるための、あるいは、既存の情報政策にどのように関わるかを考えるための知識・技能を教えるための教育プログラムは、必要であると考えらる。

なぜならば、情報政策は、情報技術の進化や人々の情報行動の変化とともに、あるいは情報社会の進展とともに常に議論され続けなくてはならない領域であり、そしてその議論には、経済・産業的な視点あるいは政治的な視点だけでなく、情報の流通に深く関与する図書館の視点や、情報を活用し政治や経済・社会に参加していく市民の視点が欠かせないからである。

例えば、非核三原則に関する外務省の密約文書の問題など機密文書の取り扱いに関する政策、日本の著作権法においてフェアユースの規定がないために教育の現場において図書館資料の電子的複写（デジタル化）とその共有化（メールでの送受信や学生用のウェブサイトへの掲載）が行えていないこと、公共図書館が商用有料データベースを契約し、在宅の利用者が図書館外からのアクセスを提供するようなサービスが行えていないこと、政府の透明性が確保されていないために政府に対する信頼が失われていること、など、根深

い問題がたくさん存在している。そしてこれからも、新たに解決しなくてはならない課題が現れるものと思われる。これらの問題において、現在の議論は発信力の強い産業側によってリードされ、市民の権利については見過ごされがちであり、市民の参加、あるいはそれをサポートする図書館業界の参加が、より一層求められていくべきである。

そのためには、カーボ博士の情報政策セミナーのような取り組みは、日本でも挑戦されなくてはならないのではないだろうか。

末筆ではあるが、4ヶ月にわたり親身に御指導くださったカーボ博士に、この場をかりて心からの謝意を表したい。

## 注

- (1) 図書館情報学の分野では、金が、以下の図書の中で、図書館情報政策に関する理論と実際とを総合的に解説することを中心に据え、それを包含する情報政策全般についても、理論的背景、歴史的背景についての基礎知識を整理している。

金容媛『図書館情報政策』丸善, 2003, 234p.

- (2) 科学技術情報については、前田が、以下の論文の中で科学技術振興に関する政策文書を分析し、課題認識の変遷を整理している。

前田知子「科学技術情報政策における課題認識の変遷—科学技術会議答申及び科学技術基本計画（1960年～2006年）を中心に—」日本図書館情報学会誌, 日本図書館情報学会, 2009, 55号3巻, p.155-p.171.

- (3) Professor Toni Carbo. <http://www.sis.pitt.edu/~tcarbo/>, (参照2010-05-17)

- (4) 本稿の米国憲法の訳については、以下の文献のものを使用している。この文献でも言及されているが、米国憲法は概括的であり、条文に弾力性・適応性があり、時代の変革・要求にこたえられるようにその解釈の変更を受け入れられるような性格をもつ。司法はもちろん、大統領、議会も日常的に憲法解釈を行いながら仕事を行っている。情報政策セミナーにみられたような解釈のトレーニングも、大学院教育の型の1つとも言える。

鈴木康彦『註釈アメリカ合衆国憲法』国際書院，2000，309p.

(5) 前掲(4). p.62参照

(6) 米国行政の政府情報資源に関する政策については、以下の図書が詳しい。第1章では、“情報政策”や“政府情報”といった概念の整理を行い、第4章から第7章で1980年代から90年代の文書業務削減法の成立と変遷を詳解している。

岡本哲和『アメリカ連邦政府における情報資源管理政策—その様態と変容—』関西大学出版部，2003，318p.

(7) FDLPについては、古賀の以下の記事を参照のこと。ただし、ここでは“配信”（積極的提供）としての側面は取り上げられていない。

古賀崇「米国における政府情報アクセスに関する動向～連邦政府刊行物寄託図書館制度を中心に～」『米国の図書館事情に関する調査研究報告書』国立国会図書館編，システム科学研究所，2007，p.200-p.204.

(8) The Oxford English Dictionary, 2<sup>nd</sup> Edition, 1989. では、“To scatter abroad, as in sowing seed; to spread here and there; to disperse (things) so as to deposit them in all parts.”と定義されている。

(9) 岡本は、前掲「アメリカ連邦政府における情報資源管理政策—その様態と変容—」(p.191)の中で、この点について解説している。この中では、名和が論文「行政情報公開の電子化」(1998年)において、「情報公開」という語を用いていることを踏まえたうえで、開示要求がなくても政府自らが能動的に情報を頒布する行為を行うことを明確にするため「情報提供」という語を用いている。

名和小太郎「行政情報公開の電子化」『講座情報公開—構造と動態—』井出嘉憲編集代表，ぎょうせい，1998，p.617.

(10) 政府情報における Dissemination の意味については、スプレーが以下の論文において、Access、Disclosure と対比して、明快な整理を行い、歴史的変遷について考察を行っている。

Sprehe, J. Timothy. “Government Information: From Inaccessibility to Your Desktop and Back Again,” Journal of the

American Society for Information Science. Vol.50, No.4, 1999, p.340.

(11) 例えば、以下の文献がある。

Rowlands Ian. “Understanding Information Policy.” Bowker-Saur, 1997, 305p.

(12) 例えば、以下の文献がある。

Richard E. Rubin. “Foundations of library and information science.” Neal-Schuman Publishers, 1998, 581p.

(よだ のりひさ。2010年6月8日受理)